

久留米市不登校対応方針



令和6年3月

久留米市教育委員会

目 次

はじめに	2
1 不登校の状況	
(1) 不登校の定義	3
(2) 不登校の状況	3
(3) 不登校児童生徒への支援結果の状況	8
(4) 不登校生徒の進路状況	8
2 不登校に関する国の動向	9
3 不登校関係者等の声	
(1) 不登校関係者等の声	11
(2) 久留米市不登校対応方針策定委員会における意見	13
4 久留米市における不登校対応の基本認識及び基本姿勢	15
5 不登校対応方針	
(1) 安心して教育を受けることができる魅力ある学校づくり	16
(2) 登校しやすい環境の整備と早期支援	18
(3) 不登校の児童生徒及び保護者への支援	20
(4) 関係機関と連携した多様な学びの確保	23
参考資料	
(1) 久留米市不登校対応方針策定委員会 委員名簿	24
(2) 審議経過	25
(3) 久留米市不登校対応方針策定委員会 設置要綱	26

表紙シンボルマーク

堀江 玲来 さん(久留米市立南筑高等学校卒)

生きている中で、喜び・悲しみ・怒り・楽しみがありますが、
どんな人も明るく輝いている人生になって欲しいと思い描き
ました。

はじめに

文部科学省の調査において、全国の小中学校における不登校の児童生徒数は、令和4年度に過去最多を更新しました。

久留米市立学校においては、法律や国の通知等を踏まえながら、児童生徒が安全安心に登校できるための取組（不登校の未然防止）や不登校の児童生徒への支援など、様々な取組を行っていますが、令和4年度における不登校の児童生徒数は、小中学校合わせて700人となり、前年度から188人増加しています。

また、不登校の児童生徒のうち90日以上欠席している者は、全体の約50%に当たる357人、出席日数が0日の者は、約3%に当たる20人となっています。

こうした状況を踏まえ、久留米市教育委員会では、すべての児童生徒がその個性を活かしながら将来の社会的自立を実現するため、不登校対応を喫緊かつ重要な課題として取り組む必要があると認識しているところです。

そのため、子どもに関わる専門家や学校関係者、不登校の経験者等の関係者で構成する「久留米市不登校対応方針策定委員会」を設置し、久留米市における不登校対応を進めていくうえでの基本指針となる「久留米市不登校対応方針」を策定することにしました。

策定にあたっては、子どもを中心に据えた方針となるよう、不登校の児童生徒や不登校経験者、保護者へのインタビューを行うなど、当事者の声を大切なものとして捉え、こども基本法及び国が策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」並びに久留米市教育振興プランに掲げる4つの重点や人権・同和教育を始めとする重点の土台を踏まえて検討を行いました。

今後は、本方針をもとに、引き続き子どもに関わる専門家や不登校関係者等と意見交換をしながら、個別具体的な施策を実施していきます。

1 不登校の状況

(1) 不登校の定義

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、長期欠席者（年間30日以上欠席者）のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由、新型コロナウイルスの感染回避による者を除く）」と定義しています。

(2) 不登校の状況

① 不登校児童生徒数・割合の推移

◇ 久留米市の小中学校合計では、不登校人数の割合（100人当たり）は、全国・県を下回っています。しかし、不登校の児童生徒数は、全国や県と同様に増加しており、令和元年度から4年度までの割合の伸びは、全国を上回っています。

◇ 新型コロナウイルス感染症が拡大した期間（令和2年度以降）の割合の伸びは、それ以前を上回っています。

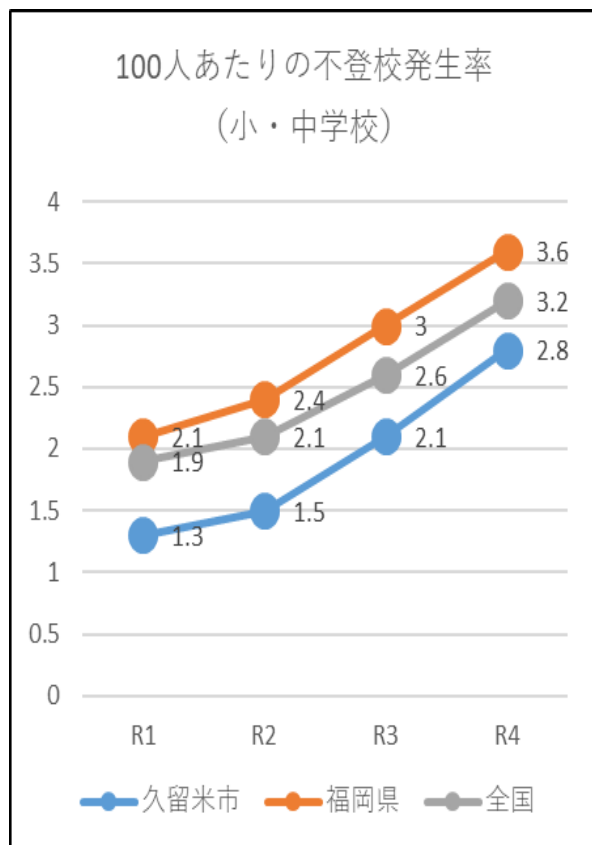
感染症が不登校児童生徒の増加を助長していますが、それ以前から増加傾向は見られており、感染症だけが増加の要因ではないと考えられます。

小中学校の合計

【小・中学校】

	項目	R1	R2	R3	R4
市	不登校人数	322	365	512	700
	割合	1.3	1.5	2.1	2.8
県	不登校人数	8,595	9,565	12,069	14,943
	割合	2.1	2.4	3.0	3.6
国	不登校人数	181,272	196,127	244,940	299,048
	割合	1.9	2.1	2.6	3.2

※割合は、在籍児童生徒数100人における不登校人数の割合（％）



小学校

【小学校】

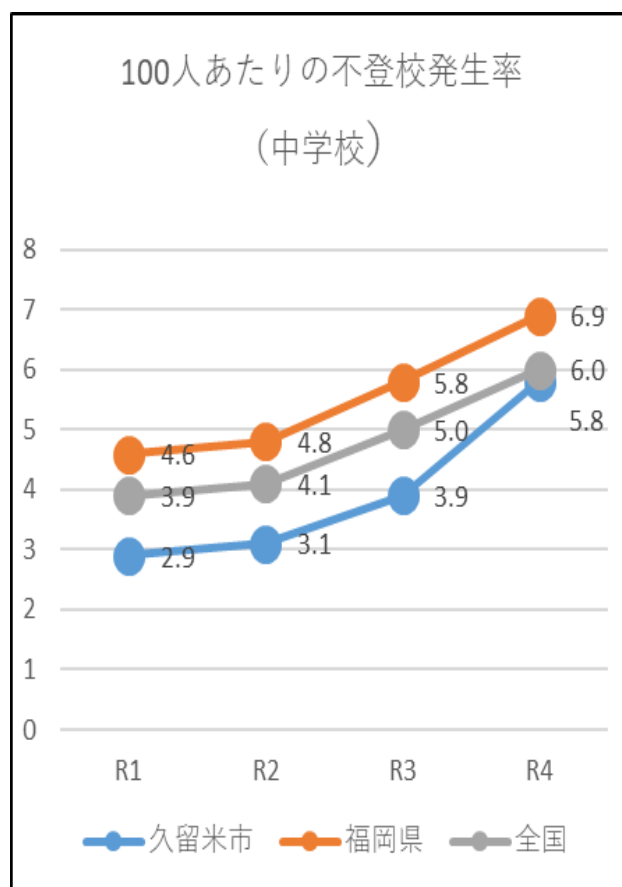
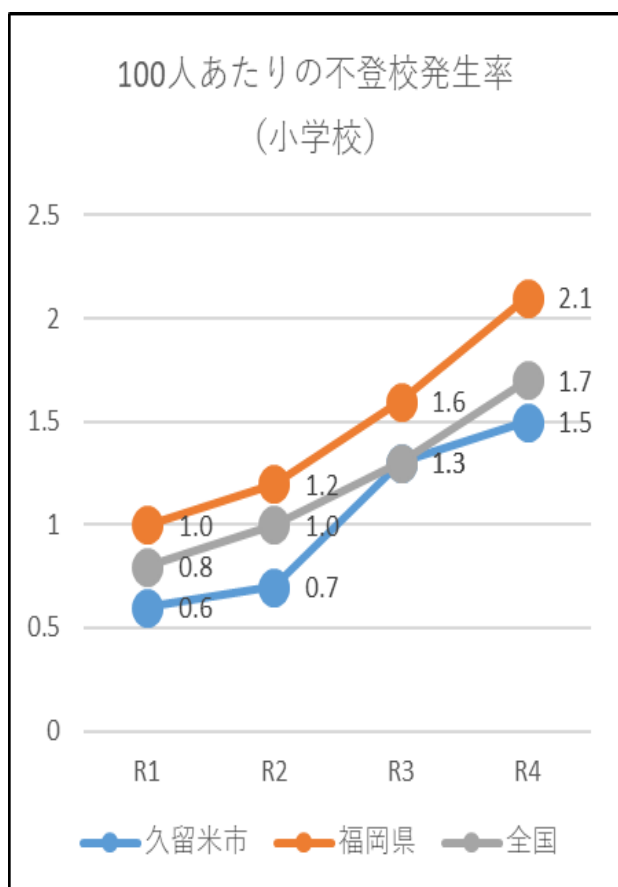
	項目	R1	R2	R3	R4
市	不登校人数	107	136	216	260
	割合	0.6	0.7	1.3	1.5
県	不登校人数	2,706	3,318	4,359	5,778
	割合	1.0	1.2	1.6	2.1
国	不登校人数	53,350	63,350	81,498	105,112
	割合	0.8	1.0	1.3	1.7

※割合は、在籍児童生徒数100人における不登校人数の割合（％）

中学校

【中学校】

	項目	R1	R2	R3	R4
市	不登校人数	215	229	296	440
	割合	2.9	3.1	3.9	5.8
県	不登校人数	5,889	6,247	7,710	9,165
	割合	4.6	4.8	5.8	6.9
国	不登校人数	127,922	132,777	163,442	193,936
	割合	3.9	4.1	5.0	6.0

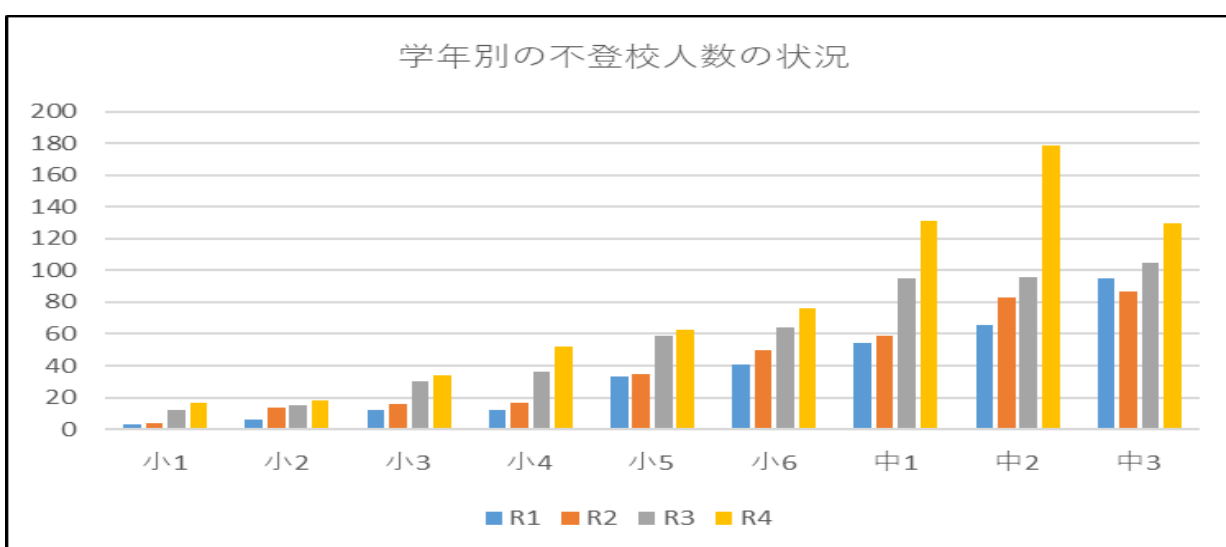


② 学年別の不登校の児童生徒数の推移

小中学校のすべての学年で増加しています。特に、小学校1年生と小学校2年生の低学年の人数は、令和元年度は9人でしたが、令和4年度は35人となり、3年間で約4倍の伸びを示しており、不登校の児童生徒の低学年化の傾向が見られます。

(人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
令和元年度	3	6	12	12	33	41	54	66	95
令和2年度	4	14	16	17	35	50	59	83	87
令和3年度	12	15	30	36	59	64	95	96	105
令和4年度	17	18	34	52	63	76	131	179	130



③ 不登校の主な要因

全国と同様に、小中学校とも「無気力、不安」が最も多くなっています。令和4年度では、不登校の児童生徒のうち、小学校36.9%、中学校48.9%となっています。

R4 小学校 不登校の要因

区分	市	全国
1 無気力、不安	36.9	51
2 親子の関わり方	18.1	12.1
3 生活リズムの乱れ、あそび、非行	11.5	12.6
4 いじめを除く友人関係をめぐる問題	9.2	6.5
5 その他	7.7	4.9

R4 中学校 不登校の要因

区分	市	全国
1 無気力、不安	48.9	52.7
2 生活リズムの乱れ、あそび、非行	11.4	10.9
3 いじめを除く友人関係をめぐる問題	11.1	10.6
4 その他	8.6	4.8
5 学業の不振	4.1	5.6

* 学校が区分の項目のうち、主たるもの1つを選択したものを割合(単位%)で表したものです。

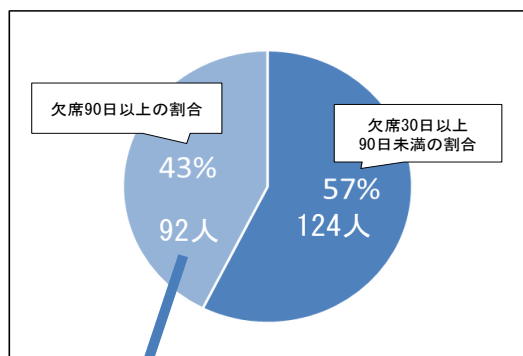
④ 欠席日数(90日以上)の状況

✧ 令和3年度と4年度を比較すると、小中学校ともに、欠席30日以上90日未満の割合が減少し、欠席90日以上の割合が増えています。

✧ 欠席90日以上の児童生徒数は増加傾向にありますが、出席ゼロや出席10日以下の割合は減少しています。

小学校

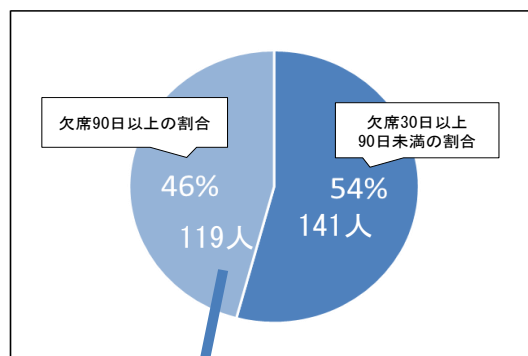
R3 小学校不登校216人 欠席日数の内訳



R3 欠席90日以上の92人のうち出席日数の内訳

うち出席10日以下	→	うち出席ゼロ
18人(8.3%)	→	7人(3.2%)

R4 小学校不登校260人 欠席日数の内訳

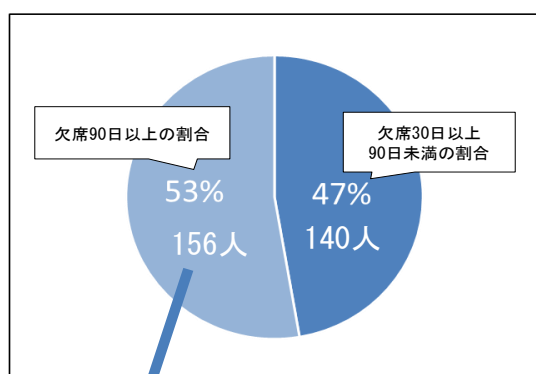


R4 欠席90日以上の119人のうち出席日数の内訳

うち出席10日以下	→	うち出席ゼロ
14人(5.4%)	→	7人(2.7%)

中学校

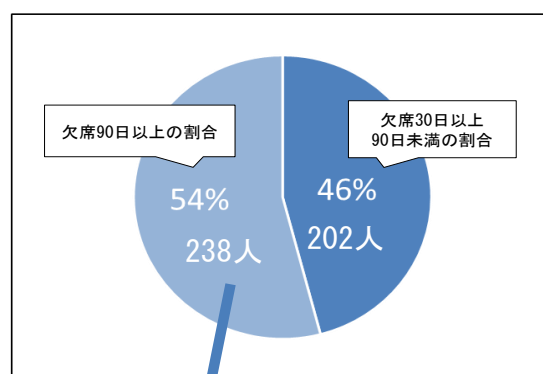
R3 中学校不登校296人 欠席日数の内訳



R3 欠席90日以上の156人のうち出席日数の内訳

うち出席10日以下	→	うち出席ゼロ
46人(15.5%)	→	10人(3.4%)

R4 中学校不登校440人 欠席日数の内訳



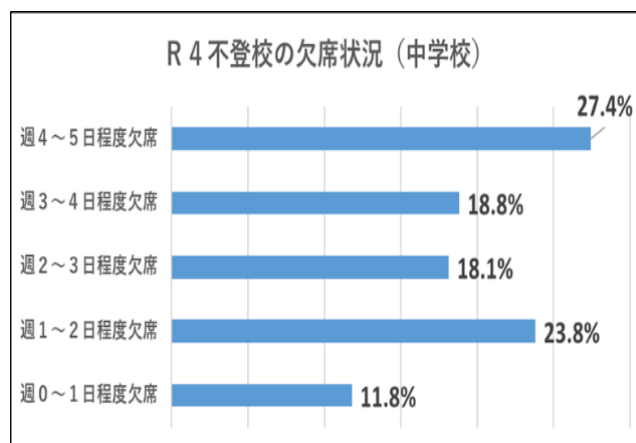
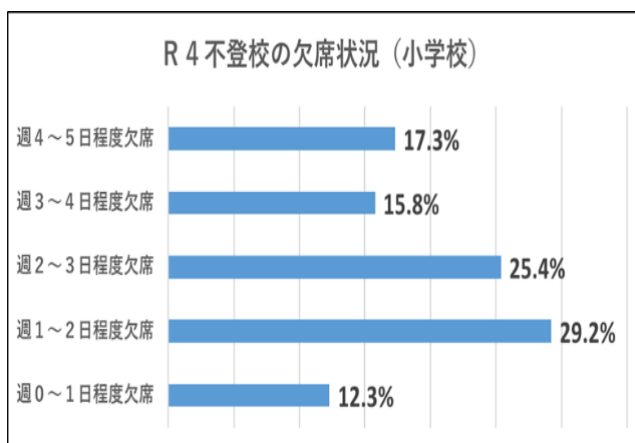
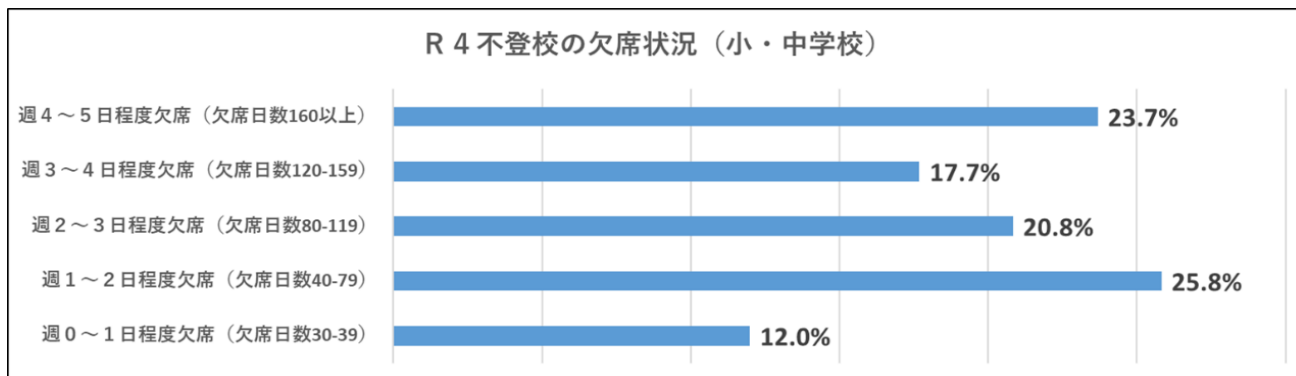
R4 欠席90日以上の238人のうち出席日数の内訳

うち出席10日以下	→	うち出席ゼロ
59人(13.4%)	→	13人(3.0%)

⑤ 平均欠席日数の状況

令和4年度の不登校の児童生徒の平均欠席日数は、小学校では「週1～2日程度の欠席（年間欠席40～79日）」の割合が最も高くなっています。

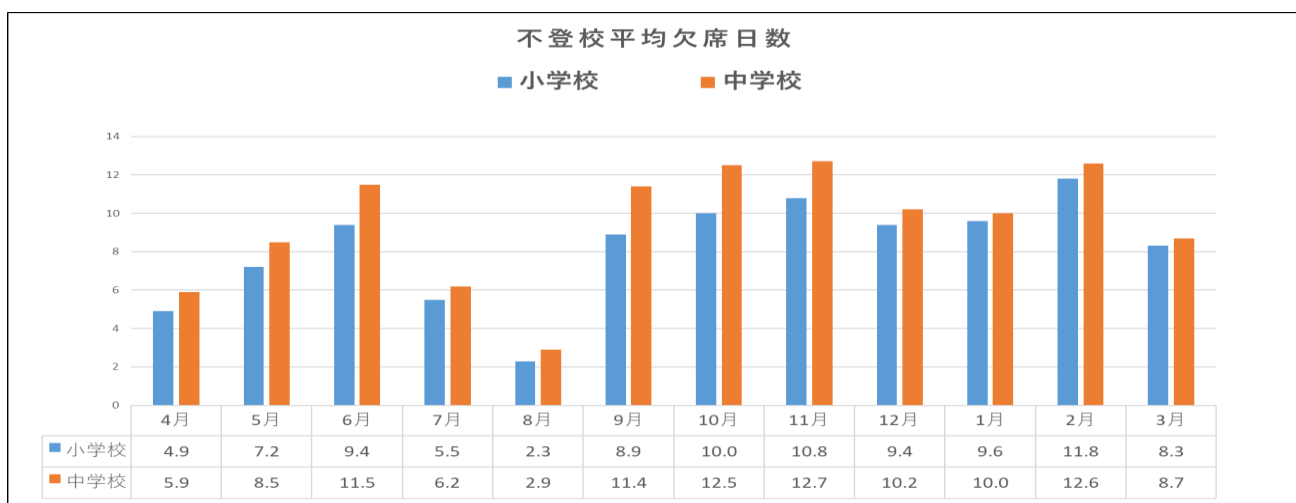
中学校では「週4～5日程度の欠席（年間欠席160日以上）」の割合が最も高く欠席が続くと長期化する傾向にあります。



⑥ 月別の平均欠席人数

小中学校とも、欠席日数は、学期始めから途中にかけて増え、学期末にかけて減少するサイクルを繰り返しています。

学期で見ると、期間が最も長い2学期が最も多く、月別に見ると、新しい学年を間近に控え、学習も学年の仕上げに入ってくる2月が多くなっています。



(3) 不登校児童生徒への支援結果の状況

令和4年度における不登校の児童生徒への支援結果の状況を見ると、小学校は不登校の児童のうち約3割、中学校は不登校の生徒のうち約4割の者が登校できるようになっています。

項目	小学校	中学校
登校する又はできるようになった児童生徒の人数	83	175
割合（不登校人数における復帰者の割合％）	31.9%	39.8%
不登校人数	260	440

(4) 不登校生徒の進路状況

不登校生徒の中学卒業後の進路を見ると、卒業時点で進路が決まっていない「その他」は、令和4年度が6.2％、令和3年度は11.4％となっています。

		高等学校等進学者				就職者等	その他
		全日制	定時制	通信制	特別支援 学校高等部		
令和 3年度	割合	41.9%	6.7%	36.2%	0.0%	3.8%	11.4%
令和 4年度	割合	37.7%	10.0%	36.9%	4.6%	4.6%	6.2%

2 不登校に関する国の動向

(1) 教育機会確保法

平成29年2月14日より施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、次のような定義・基本理念が定められています。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 3 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

(基本理念)

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(2) 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

令和元年10月25日付の文部科学省初等中等教育局長通知では、不登校の児童生徒への支援の視点として、次のとおり示されました。

- ◇ 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- ◇ 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(3) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）

不登校の児童生徒が過去最高となるなど、喫緊の課題となっていることなどを踏まえ、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指して、令和5年3月31日に取りまとめられました。



COCOLOプランの目指す姿

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。
- 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。
- 3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

(4) 不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）

令和5年11月17日付の文部科学省初等中等教育局長通知では、不登校の児童生徒への支援について、改めて基本的な考え方が示されました。

不登校の児童生徒への支援の視点

- ◇ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- ◇ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること。

学校教育の意義・役割等

- ◇ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要である。
- ◇ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。
- ◇ 学校及びその設置者においては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要である。
- ◇ 児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、各種ツールも用いてその把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと。

3 不登校関係者等の声

(1) 不登校関係者の声

対応方針を策定するに当たり、令和5年8月より、不登校の児童生徒や不登校の経験者、保護者への個別の聴き取りやグループインタビューを随時行いました。



担任の先生等との関わり

- ① 担任の先生などの家庭訪問は嬉しい。ただし、毎日ではなくていいと感じた。
- ② 「学校に来ないか」と言われなかったことに安心した。
- ③ 学校の話ではなく、先生がこちらの雰囲気を読んでくれて、世間話などを通じて、先生との信頼関係を築くことができた。
- ④ 子どもに対して「今は頑張らなくていい」「これで評価するわけではないので無理しなくていい」という声かけが本当に嬉しかった。
- ⑤ 無理して学校に来させようとしない、子どものタイミングに合わせて声かけをしてくれることで、家庭との信頼関係を築いてくれた。
- ⑥ 担任の先生に同じ目線で関わってもらい、安心感がもてた。
- ⑦ 担任の先生から親への「どうされますか？」という一方的な投げかけは本当にきつい。
- ⑧ 学校内での先生の対応の差を埋めてほしい。



学習面のサポート

- ① 自分自身で自習しており、誰かに教えてもらいたいと感じた。
- ② 家にいる時にリモート授業を受けたかった。
- ③ 自分がどのあたりの学習をしているのか分からなくなるので、どのあたりの単元を学習しているのか分かるといい。
- ④ 親も働いており、家で子どもの学習管理が非常に難しい。
- ⑤ 親として子の受験への焦りがある。学校等からの情報がない中、自分で調べて進路説明会に行ったが、そういった進路関連の情報が欲しい。

保護者からのサポート

- ① 「学校に行かなくてもいい」「不登校でもいい」と一番身近にいる親から言ってもらえて本当に救われた。
- ② 子どもは、親と自分のことの二重の苦しみがある。親が元気になれば、子どもは苦しみが減り、自分のことだけを考えることができる。
そのためにも、保護者への支援が必要



不登校のときの気持ち

- ① 自分自身に焦りを感じ、毎日が、夏休みの宿題を最終日になっても全くやっていないような気持ちの連続だった。
- ② 友人関係が薄くなってくるのがとても不安だった。でも、休日に外出すると、学校の人に会うのではないかと不安だった。
- ③ 学校に行っていないぶん、学校を見たり、近くを通ると緊張していた。
- ④ 先生から「学校の行事に来ることができるようなら来ないか」と言ってもらえて嬉しかった。でも、友人に学校行事だけ参加していると思われるのが嫌で、結局は参加しなかった。
- ⑤ 家の中での居場所がなくなると本当につらい。
- ⑥ 誰でもいいので、どこかで誰かとつながることが重要。外の世界とつながることとで少し前を向ける。

その他

- ① 不登校に対する大人の理解があまりなく、問題行動ではないと発信してもらいたい。
- ② 不登校は誰でも起こり得ることについて、みんなの理解が必要
- ③ 同じような子どもが交流する機会はあった方がいい。
- ④ 先生の不登校に対する関わり方の教育や研修の充実が必要
- ⑤ 親には不登校になる覚悟はないので、入学当初に誰にでも不登校になる可能性があることを前提に、パンフレットなどの情報が欲しい。



(2) 久留米市不登校対応方針策定委員会における意見

対応方針を策定するに当たり、子どもに関わる専門家や学校関係者、不登校の経験者や保護者、フリースクールなどの関係者で組織する「久留米市不登校対応方針策定委員会」を設置し、様々な視点から検討を進めました。

不登校に対する認識に関すること

- ① 「不登校」という言葉に対してマイナスイメージがあるのではないかと。子どもを持つ保護者に対して、子どもが不登校になる前に「不登校は誰にでも起こり得るものだ」ということを知ってもらうことが必要である。
- ② 不登校になる理由は様々あると思うが、支援者と保護者で話し合っても答えが出ない。本人しか理由は分からないと思うが、時間が経つと本人が言っている理由も変わってくる。それほど不登校については分からないことが多い。
- ③ 不登校は悪いことではないと思えると子ども達やその保護者も楽になると思う。

子どもへの支援に関すること

- ① 不登校に関連する受診数を見ると、ゴールデンウィークや夏休みは学校が休みのために減少する。一方、9月から10月にかけて圧倒的に増えている。このタイミングで打ち出すと有効ではないか。
- ② 子どもたちがもっている目標に対して、その気持ちが衰えていく場合に、どのようにモチベーションを維持させるかが大事である。
- ③ 通信制の小中学校ができれば、不登校の概念が消えるのではないかと。
- ④ 不登校の要因は、一人ひとりで全然違う。スクールソーシャルワーカーがかなりの数の家庭訪問や学校との連携、病院同行などを行っており、負担が大きすぎるように感じる。
- ⑤ 主任児童委員等との連携もあってよいのではないかと。



教職員に関すること

- ① 不登校の体験談や体験した方の言葉やメッセージを授業などに取り入れてはどうか。教職員の研修会等に取り入れると有効ではないか。
- ② 当事者の声を聴ける機会があると非常に良いと思う。先生たちも生の声を聴きたいのではないかと。

学習に関すること

- ① 子どもが一人で勉強するのは困難。いつまでも保護者がつきっきりにするのは難しい。不登校の児童生徒の学びについて、何らかの対策が必要である。
- ② 30分でもいいので、自分の進路に合わせて要点をしぼった学習支援があるとよい。



居場所に関すること

- ① 小学校においても、中学校と同様に校内教育支援教室が必要である。校長のリーダーシップや担任を含めた子どもへの関わり方が重要である。
- ② 不登校の子も、友達が欲しいと当たり前に思っている。不登校の子ども同士が交流できる、つながりあえる場があると、不登校の子どもが元気になる。

保護者に関すること

- ① 不登校の最初のステップとしては、家庭の中が安全安心な居場所となることが重要である。保護者があわてて登校刺激をしたり、悲観的になったり、孤立して悩みを抱え込んだりすると、子どもも保護者の姿を見て、さらに元気がなくなる。そのため、保護者も子どもも落ち着いて考えることができるよう、不登校に関する様々な支援策があるとよい。
- ② 病院の受診は、保護者も子どもも気持的にハードルが高いと思う。病院に誘う際のいい言葉があればよいと思う。
- ③ 誰に相談したらいいのか、様々な支援策があるのに知らない保護者もいる。入学した段階で、学校から不登校になる可能性への言及や、支援策が記載された冊子を配るとよい。



4 久留米市における不登校対応の基本認識及び基本姿勢

久留米市における不登校対応は、次に掲げる3つの基本認識及び基本姿勢に基づいて取り組んでいくこととします。

3つの基本認識

- ◇ 不登校は、問題行動ではありません
- ◇ 不登校は、いつでも、どの子どもにも起こる可能性があります
- ◇ 不登校対応は、すべての子どものためのものです

3つの基本姿勢

- ◇ 子どもが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めます
- ◇ 子どもが自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することをめざします
- ◇ 大人の見立てによる対策から、子どもの声による支援に転換します

5 不登校対応方針

久留米市における不登校対応の具体的な取組は、次に掲げる4つの対応方針に沿って行います。また、引き続き子どもに関わる専門家や不登校関係者等で組織する委員会を設置し、不登校対応の取組に関する助言等をいただくこととします。



吹出しは、不登校の当事者や経験者、保護者、策定委員会委員の声、関連データを表記しています

1 安心して教育を受けることができる魅力ある学校づくり

学校という場は、多くの人たちとの関わりや様々な体験があり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関です。そのため、児童生徒一人ひとりが安心して学ぶことができる魅力ある学校づくりを進めます。

(1) 魅力あるよりよい学校づくり

すべての児童生徒が安心して学び、一人ひとりの個性を発揮することができる豊かな学校生活を送ることができるよう、児童生徒と教職員の信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係が構築された魅力あるよりよい学校づくりを推進します。

先生の対応の差を
埋めてほしい

先生が楽しく出勤できる
環境が必要。先生の負担
を少なくしないと厳しい



好きな担任の先生や友達がい
たら、もっと楽しくなると思う

「自分にはよいところがない」
小 8.2% 中 5.9%
R5 全国学力・学習状況調査

取組の主な視点

- ◇ 教職員の不登校対応に関する研修の実施
- ◇ 風通しのよい学校の風土づくり
- ◇ 児童生徒一人ひとりが個性を発揮できる学校活動の推進
- ◇ 教員の働き方改革

(2) 学習状況等に応じた指導や配慮

児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業について、指導方法や指導体制を工夫改善し、個別最適な学びの充実を図ります。

本当は、教室の授業についていきなかった

教科担当の先生に教えてもらう機会がほしかった



「自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていなかった」

小 4.9% 中 3.9%

R5 全国学力・学習状況調査

取組の主な視点

- ◇ くるめ授業スタンダードを活用した授業改善
- ◇ 授業改善に向けた教員研修の実施
- ◇ ICTの積極的な活用

2 登校しやすい環境の整備と早期支援

子どもたちの変化や困りごとの有無に日頃から気を配り、不登校の兆候が表れる早い段階から状況を把握し、早期に対応します。

また、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）などの専門職員との連携を図り、チーム学校として、児童生徒一人ひとりの状況を踏まえた対応を行います。

(1) 不登校等の教育相談ができる仕組みづくり

学校において、困ったときはいつでも相談できる雰囲気づくりに努め、担任以外の教職員を含め、いつでも、誰でも、相談できる仕組みの整備を図ります。

また、相談体制を支える専門スタッフとして、ＳＣやＳＳＷの効果的な配置などを検討します。

子どもの意見を聞いてほしいし、不登校のつらさを
知ってほしい



「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも
相談できない」

小 12.7% 中 10.7%
R5 全国学力・学習状況調査

子どもが学校に戻りたいと言った
時、学校の先生達が、安心安全の
ため、すごく親身になってくれた
担任や SC など様々な先生達が
チームになって考えてくれて、大変
ありがたかった



不登校に関する支援情報
をもっと知りたい

取組の主な視点

- ◇ 風通しのよい学校の風土づくり
- ◇ ＳＣ・ＳＳＷの体制充実及び人材育成
- ◇ ＳＳＷの拠点配置の検討
- ◇ 教員の働き方改革

(2) 校内における学級以外の居場所づくり

クラスの教室へ入ることが難しかったり、一時的に教室から離れて過ごしたかったりする児童生徒が安心して学ぶことができるように、校内における学級以外の居場所づくりを進めます。

同じような状況の子と交流
する機会があった方がよい

教室に入ることがつらい中、
テストを受けるために学校に
行った際、別室を用意してもら
い、ありがたかった



SC:直雇用5人+委託
SSW:直雇用7人
拠点巡回型配置 I 中学校区
(R6.1 時点)

取組の主な視点

- ◇ 校内教育支援教室の拡充の検討
- ◇ S S Wの拠点配置の検討

3 不登校の児童生徒及び保護者への支援

不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することを目指して、学校や関係者が情報や支援の共有を図るとともに、児童生徒の思いや願いに寄り添いながら、保護者と連携して対応します。

特に、不登校の期間において、児童生徒に何らかの支援が届き、孤立することがないように取組を図ります。

また、保護者の不安を軽減し、不登校の児童生徒にとって、家庭が安心できる場所となるよう、保護者への支援に取り組みます。

(1) きめ細かい支援を行うための連携強化

不登校は、その要因や背景が多様かつ複雑であり、同じ児童生徒であっても、日によって気持ちが変わることもあるため、チーム学校で対応します。

また、必要に応じて医療・福祉・地域・民間等の関係機関などと連携し、組織的かつ計画的な支援を推進します。

不登校の当事者も、なぜ行きたくないのか分からないことがある
不登校の要因は個人個人で全然ちがう



急に来なくなることもある
その理由はよく分からないし、本人たちが言っていることも、時間がたつと変わる
不登校の理由は複雑

支援の方向性が揃わないと、本人の社会的自立を妨げる要因になる

取組の主な視点

- ◇ 医療機関との連携
- ◇ 福祉部局等との連携
- ◇ 主任児童委員等地域との連携
- ◇ フリースクール等民間団体との連携

(2) 家庭における不登校の児童生徒への支援

家庭における不登校の児童生徒の状況を見極め、児童生徒や保護者との信頼関係を構築しながら、相談対応や必要な情報提供、家庭訪問などによる支援を図ります。また、ICTを活用した学習支援や交流の場について検討します。

先生が無理に学校に来させようとせず、子どものタイミングで声かけをして、家庭との信頼関係を築くことができた

家にいる時は、ほとんど一人で勉強しており、誰でもいいから直接教えてほしいと思った

子どもに「今は頑張らなくていい、これで評価するわけではないので無理しなくていい」という声かけが、本当にうれしかった

保護者も働いていると、家庭での子どもの学習管理が非常に難しい



家庭訪問の際に大量のプリントが届き、自分が遅れていることを感じて不安になった

家にいる時に、クラスのリモートで授業を受けたかった

取組の主な視点

- ◇ 担任等による児童生徒の状況に配慮した柔軟な家庭訪問
- ◇ S S Wによる訪問相談
- ◇ I C Tを活用したオンラインによる学習支援や交流の場の検討
- ◇ 教員の働き方改革

(3) 保護者への支援

「不登校に対する基本的な考え方」「SC・SSWによる相談窓口や支援機関などの情報」「進路に関する情報」などについて、日頃からホームページやチラシ、説明会などの様々な機会を通して保護者に周知します。また、不登校の児童生徒の保護者が交流する場について検討します。

「学校に行かなくてもいい」
「不登校でもいいんだよ」と
親から言ってもらって本当に
安心した

いちばん身近な親の一言で救
われた

子どもの不登校に直面して焦
る保護者もいるし、不登校へ
の知識がない保護者もいる



人と話すことは大事だし、家族と話
せることが大切。家の中での居場
所がなくなると本当につらい

保護者には、子どもが不登校にな
る覚悟はないので、誰もが不登校
になる可能性があることを前提に
パンフレットなどで情報がほしい

保護者として子どもの受験の焦り
がある。進路関係の情報がほしい

取組の主な視点

- ◇ 情報発信の強化
- ◇ 保護者の交流の場の検討

4 関係機関と連携した多様な学びの確保

不登校が長期化したり、外部とのつながりを持つことが難しい児童生徒への支援などに向けて、子どもに関わる専門家の活用や校内外の教育支援教室の充実、フリースクールなどとの連携を進めます。

また、多様な体験活動や交流の場の創出など、多様なニーズに応じた居場所づくりについて検討します。

誰でもいいので、どこかで誰かとつながることが重要な世界とつながることで、少し前を向ける



らるごに行くにも勇気があるが、通うことにより、同じような立場の子と会えてよかった

誰かと話すことも嫌な時期があり、食事以外は部屋に閉じこもっていた。らるごに見学に行き、ここなら行けるかもと感じた



ずっと家の中で、インターネットゲームの仲間とつながることで自分自身を保つことができた

学校以外にも、クラブ活動や地域活動など、何かに打ち込むものがあればいいと思う

取組の主な視点

- ◇ ICTを活用したオンラインによる学習支援や交流の場の検討
- ◇ 不登校関係者、子どもに関わる専門家等との意見交換会の実施検討
- ◇ 校外教育支援教室「らるご久留米」のセンター機能等の充実
- ◇ 農業体験やキャンプなど多様な体験機会の充実

参考資料 1

久留米市不登校対応方針策定委員会委員

区分	氏名	役職等
委員長	門田 光司	久留米大学文学部教授 社会福祉士
委 員	石井 隆大	久留米大学医学部小児科学講座助教 医師
委 員	向笠 章子	広島国際大学大学院教授 臨床心理士
委 員	佐田 典子	久留米市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
委 員	三上 裕貴	N P O 法人未来学舎
委 員	田中 のぞみ	N P O 法人わたしと僕の夢
委 員	鬼塚 清志	久留米市小・中学校 P T A 連合会 善導寺小学校 P T A 副会長
委 員	平田 美奈	久留米市小・中学校 P T A 連合会 諏訪中学校 P T A 副会長
委 員	日野 勝文	久留米市立鳥飼小学校校長
副委員長	野中 昭秀	久留米市立宮ノ陣中学校校長
委 員	三牧 悟	久留米市立御井小学校教諭
委 員	茅島 光祐	久留米市立諏訪中学校教諭
委 員	加藤 敬子	校外教育支援教室（らるご久留米）親の会会長
委 員	内山 忍	不登校ひきこもりを考える親の会ダンデライオン代表
委 員	非公表	不登校経験者
委 員	非公表	不登校経験者

（敬称略）

参考資料 2

審議経過

	開催日	主な審議事項等
第 1 回	令和 5 年 7 月 1 9 日	委嘱状の交付 委員長・副委員長の選任 主な報告・質疑及び意見交換 ① 久留米市の不登校の現状と取組について ② 不登校当事者及び経験者の声について
第 2 回	令和 5 年 9 月 2 6 日	主な報告・質疑及び意見交換 ① 不登校当事者及び経験者へのインタビュー経過 ② 他自治体事例の紹介 ③ 不登校対応方針骨子案の構想について ④ 不登校等に係る教職員研修について
第 3 回	令和 5 年 1 1 月 2 1 日	主な報告・質疑及び意見交換 ① 不登校関係統計報告 ② 不登校対応方針の素案について
第 4 回	令和 6 年 2 月 1 日	主な報告・質疑及び意見交換 ① 不登校対応方針について

参考資料 3

久留米市不登校対応方針策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 不登校に関する法律や国の通知に加え、近年の不登校に関する状況も踏まえながら、これまでの久留米市（以下「市」という。）における不登校対応の取り組みを改めて整理し、市における不登校対応方針を策定するために、久留米市不登校対応方針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、（仮称）久留米市不登校対応方針に対する助言を行う。

- (1) 小中学校における不登校の未然防止に関すること
- (2) 小中学校における不登校兆候の早期発見・早期支援に関すること
- (3) 小中学校における不登校の児童及び生徒に対する支援に関すること
- (4) 小中学校と関係機関との連携に関すること
- (5) その他、不登校等の背景にある困りごとや当事者の状態に応じた多面的対応等への意見交換に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員は、子どもに関わる専門家、学校関係者、不登校関係者、その他必要と認める者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長と副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 策定委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、久留米市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。



久留米市不登校対応方針
令和6年3月

久留米市教育委員会
教育部 学校教育課